

定 款

昭和25年 8月15日制定
昭和49年12月24日改訂
昭和58年 1月24日改訂
昭和58年11月 1日改訂
昭和63年 1月25日改訂
平成元年 1月28日改訂
平成 3年 1月30日改訂
平成 4年 1月30日改訂
平成 5年 1月28日改訂
平成 6年 1月28日改訂
平成11年 1月28日改訂
平成14年 1月30日改訂
平成15年 1月30日改訂
平成16年 1月29日改訂
平成18年 1月27日改訂
平成19年 1月30日改訂
平成21年 1月29日改訂
平成23年 1月28日改訂
平成30年 4月20日改訂
令和 3年 6月24日改訂

NIKKO
SINCE 1908

ニッコー株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社はニッコー株式会社と称し、英文では、NIKKO COMPANYと表示する。

第2条（本店の所在地）

当会社は本店を石川県白山市におく。

第3条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 陶磁器製品および陶磁器原材料の製造販売ならびにリース、レンタルおよびサブスクリプションサービス
2. 工業用セラミックス製品の製造販売
3. 電子部品および電子材料の製造販売
4. 住宅設備機器、環境設備機器の製造販売および維持管理
5. 強化樹脂製品の製造販売
6. 建設工事の設計、施工および請負
7. 肥料の製造販売
8. 舗装用部材、石材、各種施工材の製造販売
9. 古物営業法に基づく古物の売買
10. 前各号に付帯する一切の事業

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 60,000,000 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第165条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することを決定することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第19条（定 員）

当会社の取締役は15名以内とする。

第20条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし取締役社長は代表取締役とする。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。

第22条（業務執行）

1. 取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務を総括する。
2. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、会社の日常業務の処理にあたる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長または取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（相談役または顧問）

当会社は取締役会の決議により相談役または顧問を若干名おくことができる。

第29条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（定員）

当会社の監査役は5名以内とする。

第32条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条（期末配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の配当財産については利息をつけない。

以 上